

私立学校における「いじめによる重大事態」の再調査に係る知事の判断について

R 3. 2. 1 6 総合政策部政策局総合教育推進課

1 再調査に係る知事の判断について

平成31年1月21日に私立学校から調査報告書を受領した「いじめによる重大事態」については、北海道いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）からの意見を踏まえ、再調査を行わないことを決定した。（R 3. 2. 1 0）

2 調査委員会の審議結果

（1）再調査の必要性

なし

（2）上記の理由（資料2「いじめによる重大事態の再調査に係る意見について（回答）」記書き）

- ・本事案については、当該学校がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- ・学校では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、いじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意味と具体的な取り組みへの着手を確認できたこと。
- ・調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第10が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。

3 経過

時 期	主な事項
平成28年～	<ul style="list-style-type: none"> ・私立中学校の生徒（以下「被害生徒」という。）の保護者（以下「被害保護者」という。）から、当該学校に対して、学校が設置する寮において、同じ学校の生徒からいじめを受けているという申立て。 ・当該申立てに基づき学校が「重大事態発生に係る報告書」を知事に提出。 ・学校が第三者を加えた調査組織を設置し、調査を開始。
平成31年1月21日 同日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が調査報告書を知事に提出。 ・知事が附属機関である調査委員会に対し「再調査の必要性の有無」について意見を照会。
平成31年1月 ～令和3年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会における審議等（計13回実施） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校の資料を精査・審議 ▶ 学校とのヒアリング（4回） ▶ 被害保護者との面談（2回）
令和3年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会が「再調査の必要性はない」旨を知事に回答。

4 事案の概要

別紙のとおり

5 被害保護者の意向

再調査は希望しないが、学校が再発防止にしっかり取り組むようにしてほしい。

6 本事案における学校の対応についての課題

- 限られた教職員だけで情報を共有し、学校の「いじめ防止対策マニュアル」に基づき組織的に対応しなかったため、学級担任が抱え込んでしまった。
- 被害生徒の保護者からいじめの訴えを受けた後、速やかに被害生徒から話を聞くなどの対応をとらなかったため、事実関係の把握に時間を要した。
- いじめの早期発見のため実施していた生徒アンケートについて、いじめの可能性のある行為を含め、広く回答させる内容になっていなかった。
- いじめが寮で発生した際の対応について、「いじめ防止対策マニュアル」に規定しておらず、寮の役割や学校との連携体制が明確ではなかった。
- 加害生徒の指導に当たり、どのように成長を促していくかという視点に立った対応が出来ていなかった。

7 学校における再発防止策

① いじめの未然防止に向けた校内体制の再構築を図ること

- 教職員全員で協議の上、令和2年4月、新たに「いじめ防止基本方針」を策定した。
 - ・寮におけるいじめの対応を新たに規定した。
 - ・速やかに初動対応ができるよう「フローチャート」に教職員の役割を記載した。
 - ・いじめに関する情報を得た場合は、当日中に学校の対応方針を決定し、速やかに対応することとした。
- いじめの再発防止・未然防止に資するため、年に一度、学校の対応について外部に評価・検証を求める機会を設ける。

② 寮を含む学校全体で情報を共有し、いじめの早期発見・早期対応に取り組むこと

- 寮に関する管理職等会議や、毎朝の職員朝礼における寮母からの報告等を通じて、寮生を含む生徒の状況を職員全体で共有するなど、学校と寮の緊密な連携を図る。
- 職員朝礼後の時間を活用して学年団を中心とするミーティングを実施し、教諭・養護教諭・事務職員・寮母と生徒に関する情報や対応策を共有する。
- 臨床心理士有資格者のスクールカウンセラーを配置し、週2回程度、生徒の相談に対応する。
- いじめアンケートの設問を「いじめられたことがあるか」から「嫌な思いをしたことがあるか」に変更するとともに自由記載欄を設け、いじめの早期発見を図る。

③ いじめ問題に関する生徒の理解向上等を図ること

- 長期休業期間前のホームルームで、「いじめ防止基本方針」を用いた全校統一の指導を行う。
- 生徒同士が支え合える関係性を醸成するため、スクールカウンセラーの指導によるピア・サポートを導入するなど、学校全体でより良い人間関係づくりができる環境を整える。
- 加害生徒の指導に当たり、学級担任以外の教職員も含めて組織的に対応し、人間的な成長を促す。

④ いじめの防止等に係る教職員の資質能力の向上を図ること

- いじめ対応や生徒との望ましい関わり方について研修を実施し、職員の資質向上に取り組む。
- 「いじめ防止基本方針」の運用状況について振り返る研修を実施し、職員の組織的対応に関する意識を高める。

⑤ いじめの防止に向けた学校・家庭の連携を図ること

- 生徒及び保護者に「いじめ防止基本方針」を周知し、学校と家庭が連携を取り合っていじめ防止に取り組むことを確認する。
- 父母面談の機会を活用し、保護者と生徒の情報を共有することで、学校と家庭の信頼関係の構築や連携の強化を図る。

事案の概要
(私立学校の調査報告書等より作成)

1 重大事態発生報告書提出に至る経緯

- ・私立中学校の1年生徒（以下「被害生徒」という。）は、小学校を卒業後、当該学校に入学し、学校が設置する寮で学校生活を送っていた。
- ・被害生徒は、寮での生活に慣れていない面があり、同じく寮で生活をしていた加害生徒が被害生徒を気にかけていた。なお、被害生徒と加害生徒は、同じ寮の部屋ではなかった。
- ・平成28年、被害生徒は夏休みのため実家に帰省したが、被害生徒の保護者から学校に、被害生徒が寮内で暴力等を受けているとの申立てがあり、その後、被害生徒の保護者から学校に、両腕に痣のある写真や、打撲や重度ストレス反応（適応障害）などと書かれた診断書の写しが送付された。なお、被害保護者によれば、被害生徒は加害生徒の名前を聞いても答えなかったほか、夏休み後、学校で勉強をしたい意思があることや、寮には戻りたくないと言っているとのことだった。
- ・学校は、被害保護者から被害生徒の状況を電話で聞き取ったものの、被害生徒に直接、聞き取りをしないまま夏休みが明けた。被害生徒は始業式から欠席した。
- ・学校は、加害生徒が誰であるかはっきりとわからない中、被害保護者と相談し、被害生徒が休んでいることについて、寮の生徒数人に心当たりがないか聞き取りをした。加害生徒は、「絶対に暴力を振るってはいない」と答えているが、その際聞き取りを行った教諭は加害生徒が嘘をついているとは思えないとの印象を持った。学校はそのやりとりや加害生徒に対して持った印象などを被害保護者に電話で伝えた。このときのやりとりについて、被害保護者は学校に提出した意見書の中で、「『加害生徒がやったとは思えない。それ以上は対応をしかねる』との学校の回答を受け、その冷たい対応に絶望するしかなかった」「学校の不誠実な対応が（被害側）家族の学校に対する強い不信感を生んだ原因の一つである」と述べている。
- ・被害生徒は、医師の承諾を得て、学校の所在地域において保護者と一緒に生活をはじめ、再登校に向けて準備をし、再登校を始めたが、再登校から数日後、教室で加害生徒と言い合いになり、その翌日から学校を欠席した。その後、学校には登校していない。
- ・学校は家庭を訪問し被害生徒から話を聞いたところ、このとき初めて被害生徒が加害生徒の名前を保護者と学校に伝えたほか、加害生徒から暴力を受けたとの話をした。
- ・同年秋、改めて、加害生徒を含む関係生徒に聞き取りをしたが、加害生徒は、被害生徒が所有するクッションに落書きを書いたことは認めたが、叩いたりとは絶対にしていないと述べた。
- ・学校は、本件が重大事態であるとして、知事に重大事態発生報告書を提出した。
- ・翌年、学校は、第三者を加えての調査組織において、寮生を対象にした寮生へのいじめについてのアンケートを実施することを決定、実施したところ、新たに、加害生徒が被害生徒の手に水道の蛇口から熱湯をかけていたとの記載があった。
- ・そこで、学校は、記載した生徒に目撃したかについて確認の上、代理人を通じて被害生徒に聞き取りをしたところ、「手洗い場のお湯に手を浸けられた」「お湯は熱かった」「イヤだと抵抗したが、止めてくれなかった」との発言があったと報告があった。学校は、改めて、加害生徒に聞き取りをしたが、加害生徒はその行為をしたとは認めなかった。
- ・平成31年1月、当該学校から北海道知事に対し、重大事態に係る調査報告書が提出された。

2 いじめの内容（調査報告書においていじめと認定されたもの）

- ・加害生徒が寮室で被害生徒所有のクッションに落書きをしたことについては、加害生徒が事情聴取において当該事実を認めており、いじめがあったと判断している。
- ・加害生徒が寮の食堂で、被害生徒の手をつかみ、食器を洗う洗い場のお湯を手にかけたことについては、加害生徒は事情聴取において否定したが、関係生徒が当該事実を目撃したと供述しており、いじめがあったと判断している。